

「文言変更」と「内容変更」の違いの具体例について

「同じ/文言変更（以下「文言変更」という。）」「内容変更」については次のとおり整理。
いずれに該当するかの判断が難しい場合は、学校法人として一定の説明ができる方に振り分ける。

【文言変更】

- ・「〇〇」、「固有名詞」、「数字」、「割合」等の部分の入れ替え・変更・追記
- ・表現や言い回しの変更
- ・順序の入れ替え
- ・項の削除、項の追加（議決事項の追加、私立学校法等に規定されている内容と同様の内容を規定する場合に限る）
- ・その他、寄附行為作成例と内容的に齟齬がないもの

【内容変更】

- ・その他、上記以外のもの

例 1 理事の選任（寄附行為作成例第 8 条）

「寄附行為作成例」における規定ぶり

（理事の選任）

第八条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長（校長）のうちから理事会において選任した者 ○名
- 二 評議員会において選任した者 ○名
- 三 外部理事選考委員会において選任した者 ○名

2 前条の理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

学校法人の寄附行為変更（例）

（理事の選任）

第八条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 理事会において学長のうちから選任した者 1名
- 二 評議員会において選任した者 5名
- 三 第三号理事選任会議において選任した者 5名

2 理事の総数が11名を下回ることとなるときに備えて、理事選任機関は、補欠の理事を選任することができる。

【文言変更】順序の入れ替え、括弧書きの削除

【文言変更】数字の記入

【文言変更】固有名詞の入れ替え

【文言変更】数字の記入

（理事の選任）

第八条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長のうちから理事会において選任した者 1名以上2名以内
- 二 前号に掲げるもののほか、理事会において選任した者 4名
- 三 職員のうちから評議員会において選任した者 4名
- 四 外部理事選考委員会において選任した者 5名

2 前条の理事選任機関は、理事の総数が14名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

【内容変更】内容の追加

（理事の選任）

第八条 理事は、学長である理事を除き、次の各号に掲げる者につき、評議員会の同意を経て、理事会が選任する。

- 一 教職員である者 5名
- 二 学外有識者 5名

2 学長である理事は、評議員会の意見聴取を経て、理事会が選任する。

3 前条の理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

【内容変更】内容が大きく変更

例2 理事選任機関（寄附行為作成例第7条）

寄附行為作成例における規定ぶり（例1：評議員会を理事選任機関とする場合）

（理事選任機関）

第七条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。

3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

4 理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

学校法人の寄附行為変更（例）

（理事選任機関）

第七条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。

3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

※寄附行為作成例における第4項なし。

【文言変更】項の削除

例3 理事の任期（寄附行為作成例第10条）

寄附行為作成例における規定ぶり

（理事の任期）

第十条 理事の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

学校法人の寄附行為変更（例）

（理事の任期）

第十条 理事の任期は、選任後三年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、監事及び評議員の任期を超えないものとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠又は補充により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

【文言変更】数字の入れ替え

【文言変更】法で定める事項の追加

【文言変更】大きな内容の変更を伴わない名詞の追加

例4 理事の解任及び退任（寄附行為作成例第11条第1項）

寄附行為作成例における規定ぶり

（理事の解任及び退任）

第十一条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 理事としてふさわしくない非行があったとき

学校法人の寄附行為変更（例）

（理事の解任及び退任）

第十一条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 理事としてふさわしくない非行があったとき

【文言変更】（理事選任機関が評議員の場合）寄附行為作成例と同じ内容の変更

例5 理事の解任及び退任（寄附行為作成例第11条第2項から第4項）

寄附行為作成例における規定ぶり

（理事の解任及び退任）

第十一条（第1項（略））

- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。
- 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から二週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から二週間を経過した日から三十日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
- 4 理事は次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡

学校法人の寄附行為変更（例）

（理事の解任及び退任）

第十一条（略）

- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から二週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から二週間を経過した日から三十日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
- 4 理事は次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡
 - 四 第〇条第〇項の規定に掲げる事由に該当する場合

【文言変更】（理事選任機関が評議員の場合）寄附行為作成例と同じ内容の変更

【内容変更】独自の項の追加

例6 理事の職務（寄附行為作成例第15条第3項から第7項）

寄附行為作成例における規定ぶり

（理事の職務）

第十五条（略）

- 3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち〇名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

学校法人の寄附行為変更（例）

（理事の職務）

第十五条（略）

- 3 理事（理事長を除く。）のうち2名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち2名以内を業務執行理事とし、評議員会の同意を得て理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、〇〇規程の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 7 業務執行理事は、〇〇規程の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

【文言変更】数字の記入

【内容変更】新たな内容の追加

【文言変更】（理事会決定の規程であり）寄附行為作成例と同じ内容の変更

例7 理事会の決議（寄附行為作成例第20条）

寄附行為作成例における規定ぶり

（決議）

第二十条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、この寄附行為の変更の決議は、議決に加わることができる理事の数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 私立学校法第九十九条第一項第一号に定める事由による解散

二 この法人の合併

三 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

四 基本財産の処分

五 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

六 残余財産の帰属者の決定

七 収益を目的とする事業に関する重要な事項

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

学校法人の寄附行為変更（例）

（決議）

第二十条 理事会の決議要件は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事以外の理事の過半数が出席し、その過半数が賛成することとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 この寄附行為の変更

二 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

三 基本財産の処分

3 前二項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の四分の三以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 私立学校法第九十九条第一項第一号に定める事由による解散

二 この法人の合併

三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

四 残余財産の帰属者の決定

五 収益を目的とする事業に関する重要な事項

六 学部の設置及び廃止

4 理事は、理事会の決議に参加するに当たっては、誠実に対応しなければならない。

※寄附行為作成例における第4項なし。

【文言変更】言い回しの変更

【文言変更】議決事項の追加

【文言変更】割合（数字）の入れ替え

【内容変更】独自の項の追加

【文言変更】項の削除

（決議）

第二十条 理事会は議決に加わることができる理事の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

2 理事会の決議は、出席者の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、この寄附行為の変更の決議は、議決に加わることができる理事の数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 私立学校法第九十九条第一項第一号に定める事由による解散

二 この法人の合併

5 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

【内容変更】内容が大きく変更